

伊勢田評、伊勢評、本庄評への応答

浅野幸治

第1節、伊勢田評への応答

1、「わたしからすれば、著者が自分の立場ばかりを述べる入門書は分野への入門書としては分野のイメージが歪んで伝わるのであまり望ましくないように思われる。」(本誌、3頁)

伊勢田の言い方にならえば、拙著は分野への入門書というよりも特定の立場への入門書である。特定の立場に入門することで、その分野に入るのである。

ちなみに、拙著とほぼ同時に田上孝一が出した動物倫理本の書名は『はじめての動物倫理学』である。この書名の中心は「動物倫理学」、拙著の書名の中心は「動物倫理」であり、この違いは興味深い。倫理学についてではなくて倫理について話そうや、というのが私の姿勢である。私たちが動物倫理について議論をすれば、それが動物倫理学になるのではないだろうか。

2、「いろいろな立場を紹介することが「真剣に考えることにつながらない」というけれども、それは動機づけのしかた次第だろう。」(3頁)

たしかに、いろいろな立場を紹介することが決して真剣に考えることにつながらないとまでは言えない。にもかかわらず私の印象では多くの場合、学説紹介型の入門書を読んだ人は、「ああ、難しい」となって、考えることを諦める。反対に、拙著を読んだ人が、「けしからん本だ」と思ってくれば、幸いである。そういう人は、拙著に真剣に反論しなくなるだろう。そうすれば、真剣に考えることが始まる。このことは、反論を受けて応答を迫られる私にとっても、そうである。

他方、すでに私と同じ考えをもっている人にとっては、拙著を読んでも真剣に考えることにはつながらない。すでに私と同じではないけれども似た考えをもっている人にとっては、拙著を読んで自分の考えを整理したり、私と考える違うところについては「違うぞ」と思ったりできるだろう。違うところが見つかれば収穫である。反論してもらいたい。そ

うすれば、真剣に考えることができる。

3、「大学の授業という場で使われる教科書として想定した場合には、教員と学生の間の権力関係という別のやっかいな問題も関係してくる。」（4頁）

その通りである。拙著が授業科目の唯一の教科書として使われることは想定されない。ただし、複数の教科書の中の1冊として、あるいは拙著の一部が複数の資料の中の1つとして使われることは想定される。

4、「この議論は全体として「自然さからの議論」の構造をとっている。」（5頁）

私も「自然さからの議論」をどうしようもない議論だと考えている。拙論は、正確に言う、自然さからの議論ではない。何かが実現しないことが残念だというのは、その何かが人権であるための必要条件である。十分条件ではない。そうすると、伊勢田は「せめてどういう「残念」なら「べき」につながるかについてももう少し特定する必要があるだろう」と述べる（5頁）。つまり十分条件を特定せよ、というのである。もつともである。しかし私は十分条件を特定していない。読者に任せている。特定の人権の候補について、例えば殺されないことについて、もし殺されたならば、「少し残念だけれども、まあいいか」と感じるか、「許せないぐらいに残念であって、絶対に人権でないと困る」と感じるか、読者に任せている。人権でなさそうなものについても同様である。例えば、宝くじに当たらない場合、どれくらいに残念なのか、宝くじに当たることが人権なのかどうか、判断を読者に任せている。

人間にとって、何が自然な成長なのか。例えば、歩けるようになること、走れるようになること、話せるようになること、読み書きができるようになることは、自然な成長である。このように言うとき、私は一定の人間観・人間像を前提している。ただし、それは私たちが共有している人間観・人間像である。では私たちは、どのような人間観・人間像を共有しているのか。細かく具体的に人間観・人間像を特定していくと、おそらく意見が別れてくる。例えば、逆立ちして歩けることは、自然な成長なのか。よく分からない。けれども、基本的人権にとって必要なのは、私たちが共有する最小限の人間観・人間像である。

ここで基本的人権に3層を区別することができる。第1層は、生命権と身体の安全保障

権と行動の自由権の3つである。第2層は、それ以外の自由権である。第3層は、第2世代の人権＝社会権である。第2世代の人権は、社会の発展の度合いや人々の意見に依存するので、人権の中では少し弱い。社会権を否定する人もいるくらいである。それに比べると、第1世代の人権はより強固である。私たちが共有する人間観・人間像の実現にとって必要不可欠だからである。それでも、伊勢田が指摘するように（7頁）、過去の社会や現代でもいくつかの社会を見れば、参政権が認められていない社会がある。そこで、もっと譲歩しよう。私が焦点を当てるのは、生命権と身体安全保障権と行動の自由権の3つだけである。この3つの権利は、誰も否定できないほどに盤石である。

このように言うと、「アメリカ合衆国でも19世紀前半まで奴隷制があったではないか」と言われるかもしれない。たしかに、そうである。しかし同時に、独立宣言には「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている」とあり、自由が認められている。この認識があるから、奴隷制を批判することが可能になったのである。

5、「このロジックによって基本的人権が基礎づけられるとしたら、最大の権利は「自然に成長する権利」で、他の人権が派生的権利として扱われるはずではないのか。」（5頁）

なるほど、もっともな興味深い指摘である。ただし、基本的人権が例えば「人間の尊厳」よりも優れているのは、具体的な点である。同様に、「自然に成長する権利」よりも基本的人権のほうが具体的で役に立つ。

6、「そもそも理性的存在だという規定自体、アリストテレスの時代ならともかく、現代にも通用する規定なのかという疑問がわく。」（6頁）

理性的存在だというのは私たち人間の自己理解である。理性的だというのは人間の本性なので、人間が現実には理性的でなくても理性的であるべきだという意味である。

ただし、人間が理性的でなくても、基本的動物権の議論にとってさしあたり支障はない。あるいは、基本的動物権でない他のさまざまな自由権にとっても、それら1つ1つの自由権を人間のなんらかの本性——理性でなくても——が要求するということがいれば足りる。

7、「これらの箇所、著者はわれわれが政治的意思決定に参加する権利（参政権）を持つという結論を導き出す議論をおこなっているようなのだが、とうてい議論として成立しているように見えない。」（6頁）

もう1度、整理して拙論を述べると、こうなる。すべての人間は自由であり、自律的であり、人間の上に支配／服従の関係がない。ところが、誰かが共同体の意思決定から排除されたならば、その人は共同体の意思決定参加者たちに支配されることになる。これは道徳的に間違いなので、すべての人間には参政権が必要である。

「自律的」とは、自由であることに理性的道徳的要素が加わったものである。ただし、考えてみれば、この議論では「自律的」は必ずしも必要ではなく、「自由」だけでも足りそうである。政治的共同体を作る場合には、個人の自由が被支配を退け、平等な参政権を要求するということである。

8、「個人についての自律と政治的意思決定はそもそも別ものではないのか、民主的意思決定などというものは近代にいたるまでほとんど存在していなかったのに民主的意思決定が人間の本性の一部だということがそもそも可能なのか」（7頁）

個人についての自律と政治的意思決定は、どのように別ものなのだろうか。

過去においては、人間の本性の一部が十分に実現していないということがあった。もちろん、その場合も、一部の人間は自由を行使していたのだけれども。他の一部の人間は自由が抑圧されていた。私が言いたいのは、こういうことである。参政権が認められていない社会が参政権を認める社会に変わったとき、それはたんに変化ではなくて道徳的な改善である——人間の本性が尊重されるようになったから。参政権を認める社会が参政権を認めない社会に変わるとき、それはたんに変化ではなくて道徳的な後退である——人間の本性が阻害されるようになったから。

9、「当人が嫌悪するということだけからその嫌悪の対象が禁止されるべきだということはもちろん論理的には導き出せない。」（7頁）

一般的には、まったくその通りである。しかし、ここでは具体的に、傷つけられない権

利について述べている。傷つけられない権利が重要な基本的人権であることについては、
「あんたはそんなことをされたら嫌でしょ」と言って同意を調達することができる。

10、「苦痛」と「傷つけられること」は同じではなく、実際、苦痛をともなわない「傷つけられること」をわれわれが嫌悪するかどうかは自明ではない。」（8頁）

伊勢田は、「苦痛」と「傷つけられること」のどちらに焦点があるのか、と問いたいようである。私は、両方が重要だと考える。そもそも「苦痛」と「傷つけられること」は、どういう関係にあるのか。「苦痛」は、「傷つけられること」を私たちに知らせてくれるものである。だから、「苦痛」は「傷つけられること」の認識根拠であり、「傷つけられること」は「苦痛」の存在根拠だと言ってもよいだろう。傷つけられているのに苦痛を感じないとすれば、それは感覚機構が働くべきなのに働いていないのだし、傷つけられていないのに苦痛を感じるとすれば、苦痛が空回りしているのである。

では、手術をする際に麻酔をかけるのをどう考えたらよいのか。その場合、苦痛をともなわない「傷つけられること」を私たちは嫌悪するのではなく、希望するのではないか。まったく、その通りである。私たちは苦痛を嫌悪するからである。

11、「苦痛をともなう「傷つけられること」でも、われわれは一律に嫌悪するわけではない（ファッションとしてタトゥーを入れる場合など）。」（8頁）

これも、まったくその通りである。ただし、苦痛をともなう「傷つけられること」を嫌悪しないのは、当人が便益のほうが苦痛や「傷つけられること」を上回ると考える場合に限る。

12、「「殺される」という形で「傷つけられる」ことが苦痛を伴わない場合や、むしろ苦痛を避けるために行われる場合、「殺されるべきでない」ということは明白ではない。」（8頁）

これも、まったくその通りである。尊厳死や安楽死は希望されうる。しかし、そういう例外がありうるからといって、殺してはならないという一般原則が無効になるわけではない。

13、「シンガーが動物を苦しめることと動物を殺すことを明確に分け、多くの動物は「死」の概念を持たない以上「死なないこと」への利害も持たないと論じているからである。」
(8頁)

第1に、シンガーが動物を苦しめなければ動物を殺しても許されると主張するのは、説得的でない。第2に、動物には「死なないこと」への利害がないというのは、間違いである。動物にとって生きることは利益であり、したがって死なないことも利益である。

14、「どのように「有意味な生」を定式化するにせよ、有意味な生を送ることが強い拘束力を持つ権利の根拠となるとどうしていえるのかも分からない。」(8頁)

「有意味な生」も、私たちが共有する人間観・人間像によって含意されたものである。だから問題は、私たちが共有する「有意味な生」の実現にとって行動の自由がどれくらい重要かということである。通常理解では、行動の自由は「絶対に必要」というくらいに重要である。さてそれでは、行動の自由がなければ私たちの生は無意味になるかといえ、そうでもない。「何のために生きているのか分からない、と言っていいいくらい」であっても、何の意味もないとまでは言えない。

15、「さらに、行動の自由がなければ有意味な生とはいえない、という考え方は、寝たきりになった人はもはや生きている意味がないから延命する必要もない、というような主張にもつながりかねない……。」(8～9頁)

私は生命権、身体安全保障権、行動の自由権を主張するけれども、これら3つの基本権の中でも優劣がある。生命権が最重要であり、身体安全保障権がその次に重要であり、行動の自由権は3番目である。だから、行動の自由を奪われたら、私たちの幸福にとって大打撃になるけれども、まだできることはある。寝たきりの人の生がより充実したものとなるように、私たちはさまざまな支援をすることができる。例えば、その人を車椅子に乗せて、散歩に出かけることができる。寝たきりの人自身にもできることはさまざまにある。例えば、話をするすることができる。したがって、行動の自由がなければ直ちに生きている意味がないとはならない。

16、「ここでは感覚能力や運動能力そのものから通常人権と呼ばれているものがダイレクトに導出できるという議論をしているように見えるが、ふりかえれば p. 8 あたりでは「自然な成長可能性」から人権を導き出そうとしていたはずであった。それは一体どうなったのか。成長可能性はないが感覚能力や運動能力は備えているような場合、これらの権利はあるのかないのか。」（9 頁）

感覚能力も運動能力も重要な成長可能性である。したがって、「成長可能性はないが感覚能力や運動能力は備えている」ということはあり得ない。受精卵の成長可能性が発現して感覚能力や運動能力になる。

17、「ここでの議論に注意を集中するなら、感覚能力や運動能力があるという事実から著者のいう三つの権利が導けるというのはどうやってつながるのか。」（9 頁）

基本権との関係では、感覚能力の中でも苦痛が特に重要である。苦痛を与えるべきではないし、苦痛を感じる動物の重大な利益を踏みにじるべきでもないということが基本にあつて、それが感覚能力や運動能力を基本権とつないでいる。

18、「感覚能力と運動能力だけであれば、脊椎動物のような中枢神経系を持たない動物（たとえば昆虫）でも条件を満たすが、それもみな人間と同じだけの人権相当のものを持つとみなされるのだろうか。」（9 頁）

脊椎動物のような中枢神経系があれば、感覚能力もある。脊椎動物のような中枢神経系がない（たとえば昆虫）場合、感覚能力があるのかないのか、よく分からない。よく分からないので、ここでは意見・見方が分かれうる。各人が自分で判断するしかないし、それでよいのではないか。

「いや、各人の判断ではなくて、浅野はどう考えるのか」と問われれば、感覚能力があるかもしれないから、感覚能力があると見なしたほうが安全だというのが、私の一応の答えである。

19、「三つの権利を導き出す際には、有意味な生など、本当に人間以外にも当てはまるの

か検討が必要な前提も使われていたと思うが、それはどうなったのか。」(9頁)

成長可能性が発現して感覚能力や運動能力になり、感覚能力や運動能力を現に行使して有意義な生を実現する。この成長可能性から感覚能力や運動能力に、感覚能力や運動能力から有意義な生へという道筋は、私たちが共有する人間観・人間像によって含意されたものである。

人間には人間にとっての有意義な生があるように、他の動物種にもその種にとっての有意義な生があると考えられる。

20、「ちなみに、シンガーやレーガンの動物倫理においては、動物への配慮はこうした飛躍した推論の積み重ねで導き出されているわけではない。われわれが人間に対しては配慮する義務を負うということを大前提としてまず共有し、その義務を動物に拡張しない論拠となりそうなものを片端から潰していく、というやりかたで反対者を説得していく。そこで強力な議論上の力を発揮するのが「種差別」の概念や「限界事例からの議論」である。そのルートをとらず、いわばなにもないところから手品のように動物の権利を導出しようとするのはさすがに無理があるのではないだろうか。」(9～10頁)

シンガーやレーガンが人間への配慮義務を大前提として共有するように、私は基本的人権、特に生命権と身体安全保障権と行動の自由権という3つの基本権を受け入れられた大前提として出発し、3つの基本権が人間に当てはまるのと同じように他の動物にも当てはまると論じる。シンガーやレーガンは人間を特別扱いする理由を潰していくけれども、人間を特別扱いする理由がないという論じ方と人間と他の動物が共通だという論じ方は、同じ議論の表裏の関係にある。それどころか、特別扱いする理由を潰した後に残るのは共通性なので、シンガーやレーガンの議論は暗黙のうちに私の議論に依拠している。

21、「人間が作ったのではない権利がどうして存在しうるのか、われわれはそうした権利についてどうやって知ることができるのかについて著者がどう考えているかを読み取ろうとしてこの前後を読んでも、答えはない。」(10頁)

すぐ上で述べたように、基本的人権は大前提なので、基本的人権が自然権だということ

も注意を促しただけで、詳しく論じてはいない。人間が作ったのではない権利が「どうして存在しうるのか」、私にもよく分からない。しかし現に存在している。そうした権利は道徳的直観によって知ることができるし、3つの基本権は最も根本的なものなので直観によって知ることしかできない。

22、「ここでの言い方からすると、権利主体が守ろうと努力しているものについては尊重の義務を負うが、そうした努力が伴っていないものは特に尊重しなくてもいいようにも読める。」(10 頁)

たしかに、その通りである。受精卵や初期胚のように感覚能力がないものは自らの利益を守ろうと努力するようには見えないし、あまり権利主体であるとも思われない。このことは植物についても当てはまる。

23、「感覚能力と運動能力を根拠にするのなら、ノコギリで切られているという情報を感覚器官で受け取ってノコギリから逃げる方向に運動するという運動能力がありさえすれば「基本的動物権」が発生するはずで、犬がそれを痛みとして意識するかどうか自体は重要ではないことにはならないのか。」(11 頁)

伊勢田はロボットのようなものを念頭に置いているのかもしれない。道徳的に重要なのは苦痛なので、「感覚能力」は「苦痛感受能力」と呼ばれることもある。したがって、ロボットが痛みを感じないのであれば、運動能力と感覚能力を備えていても基本権は発生しない。

24、「「権利」を考える上で、自然な成長可能性と感覚能力・運動能力と苦痛と、著者の中でどれに力点があるのかくらいはつきりさせてほしい。」(11 頁)

自然な成長可能性と感覚能力・運動能力と苦痛とが、補い合って働く。その中で、苦痛が最も重要である。けれども、苦痛を感じることに感覚能力・運動能力は外延的に等しい。3つの基本権の中でも特に行動の自由権との関係では、運動能力と明言したほうが分かりやすい。また感覚能力も運動能力も成長するものなので、その成長を途中で止めないためには、自然な成長可能性という側面も外せない。

25、「生命の価値も、そうした弱い拘束の根拠くらいにはなりうるのではないか。」(11 頁)

私も、そう考えている。植物に対しても、「みだりに傷つけてはならない」と言うことはできる。

26、「憲法で認められる労働権は雇用機会の確保程度までで、雇用してもらうこと自体への権利は認められていないのではないか。」(12 頁)

政府の義務としては雇用機会の確保程度までであっても、労働への権利が労働機会への権利であっては少し弱いと思われる。

27、「それがまったく自明なことでないから脳死臨調が議論をかさね、臓器移植法ができるまでかなりの紆余曲折があったわけである。」(12 頁)

これも、その通りである。注に書いたところであるけれども、2017 年の世論調査では、約 22%の人が臓器を提供したくないと答えたのに対して約 42%の人が臓器を提供したいと答えている。それをもって「私たちの多くは」と書いた。

28、「これはシンガーやレーガンの立場を総称する言葉として使われることが多いタームなので、わざわざ違う意味でここで導入するのは、動物倫理について中途半端に聞きかじったことのあるような読者を混乱させたり誤解させたりする可能性がある。」(12 頁)

シンガーは功利主義者であって、動物権利論者ではない。にもかかわらず、シンガーの主張を「動物解放論」と呼ぶことは、あながち不当ではない。動物権利論から直接に出てくる動物解放論とシンガーの主張には十分な共通性があるからである。

29、「動愛法のような枠組みが現実存在するのにこの言い方は乱暴すぎる。」(12～13 頁)

動物所有権制度の論理で行けば、「犬をノコギリで切ってもよい」ことになる、ということである。それに歯止めをかけているのが、動物の愛護及び管理に関する法律である。

30、「直前で「重要な利益」は尊重しなくてはならない、という議論は認めているので、
「動物を所有することも重要な利益だから」で答えになるのでは。」(13 頁)

なるほど、たしかにその通りである。けれども、動物を所有することはどれほど重要な利益だろうか。肉用子牛の価格は種によって異なり、乳用種で平均約 37 万円、黒毛和牛で約 70 万円である¹。乳用子牛の平均価格は約 21 万円である²。肉用牛の出荷時販売価格は約 68 万円から約 101 万円で、平均約 82 万円である³。子豚の平均価格は約 2 万円である⁴。豚の出荷時販売価格は平均約 3 万 6 千円である⁵。採卵鶏の雛は約 190～200 円である⁶。肉用鶏は、初生雛の平均購入価格が 75 円で、出荷時の評価額が 525 円である⁷。実験用のハツカネズミは 600～2600 円、ドブネズミは 1700～5100 円くらいするようである⁸。こうして見たとき、たしかに牛の財産的価値は大きいように思われるけれども、他の動物の財産的価値はそれほど大きいとも思われない。ひょっとしたら問題は、たんに金額ではないかもしれない。所有者の抽象的な財産権が、重要な利益なのかもしれない。たしかに財産権は第 1 世代の人権に数えられる重要な権利である。しかしそれでも、

¹ 農畜産振興機構、「肉用子牛取引情報」。https://www.alic.go.jp/operation/livestock/calf-report.html

² 日本経済新聞、「乳牛の肥育収支が赤字に 子牛高響く、補填金拡大の可能性も」、2016 年 3 月 23 日。https://www.nikkei.com/article/DGXLZO98780710T20C16A3QM8000/

³ 中央畜産会、「畜産 ZOO 鑑 肉用牛経営と技術」。http://zookan.lin.gr.jp/kototen/nikuusi/n325_1.htm

⁴ 全国農業協同組合連合会連合会茨城県本部、「令和 3 年度 子豚市場市況集計表」。http://www.ib.zennoh.or.jp/contents/eat_know/ichiba_img/pdf/kobuta_zisseki202108.pdf

⁵ 農林水産省、「農業経営統計調査 令和元年畜産物生産費」。

⁶ 引地・平原、「採卵鶏の経済検定試験 平成 20 年餌付け鶏の諸性能と経済性」、『神奈川県畜産技術センター 畜産研究所研究報告』第 1 号 (2012 年)、1～6 頁。https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/520001.pdf および茨城県畜産センター、「茨城県における採卵鶏の銘柄選定指針」。http://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/seika/kanto16/03/16_03_30.html

⁷ 農林水産大臣、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」、74 頁。https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-30.pdf

⁸ 「SLC の実験動物価格表」https://www.adres.ehime-u.ac.jp/bumon/animal/news/NO.415_price01.pdf および「日本クレア実験動物価格表」https://www.adres.ehime-u.ac.jp/bumon/animal/news/NO.415_price02.pdf

財産権よりも生命権や身体の安全保障権や行動の自由権といった基本権のほうが重要であり優先する。

というよりも、そもそも動物の財産的価値は、動物所有権制度によって作られたものである。その財産的価値を守るために動物所有権制度を擁護するというのは、現状を現状だからという理由で擁護しているだけではないだろうか。今問われているのは、そもそもどうして動物を所有することが正当なのか、ということである。

たしかにロック流の私有財産論によれば、兎を捕まえた人は、兎の捕獲に労力を費やしたから兎への所有権を認められる。しかし、この理論は、人に捕まえられる以前の兎が無主のものであったという前提に基づいている。この前提はどうやって正当化されるのか。動物権利論は、人間だけではなくて他の動物も権利の主体であると主張する。生命権と身体の安全保障権と行動の自由権をまとめて自己所有権と呼ぶこともできる。そうすると、動物権利論が主張するのは、他の動物にも自己所有権があるということである。

31、「工場畜産にもさまざまなバリエーションがあり、近年では欧州を中心に動物福祉の工夫がなされた工場畜産も発達している。そうした配慮が進んでも「苦痛にみちた拷問のような生」だと言えるだろうか。」(13 頁)

たしかに、動物福祉に配慮されていない工場式畜産の場合でも、「拷問のような」という表現はいささか誇張された比喩的表現である。また動物福祉に配慮された畜産は、拷問のようではない。

32、「生まれてきてよかったと感じるためには「生まれてくる」という概念を理解している必要があると思うので、牛や豚や鶏はどんな境遇だろうと「生まれてきてよかった」とは思わないのではないだろうか。」(13 頁)

なるほど。では、「生まれてきてよかった」を「ああ、幸せだなあ」に変えてはどうか。牛や豚や鶏は「幸せ」という概念を理解していないので「幸せだなあ」と思わないのであれば、「ああ、幸せだなあ」を「ああ、嬉しいなあ」に変えてはどうか。

33、「しかし、動物福祉論では、別に五つの自由を基本的動物権として設定しているわけ

ではなく、われわれが動物を利用し飼育する中でできるだけ配慮しなくてはならない配慮事項として列挙しているのではないだろうか。」(14 頁)

そうであれば、殺害からの自由も、できるだけ配慮しなくてはならない配慮事項になる。配慮しなくてよいということにはならない。

34、「19 世紀以来のベジタリアニズム運動の本流となってきた考え方を「変わり種」あつかいするのは、ベジタリアニズム運動の紹介のしかたとして読者の認識を歪ませてしまわないだろうか。」(14 頁)

これも、もつともである。注記として説明を加えてもよかったかもしれない。とはいえ、拙著はベジタリアニズム運動ではなくて、動物権利論の紹介を主眼としている。また日本の伝統では、純菜食主義が正統であって、乳菜食主義や卵菜食主義はなかった。

35、「功利主義はすべての関係者の幸福と不幸を総和して何が善かを判断するので、動物の不幸をへらすことのみに着目する動物実験の三原理はあまり功利主義的ではない。」(14 頁)

「すべての関係者」をあまりに広げると收拾がつかなくなる。そこで関係者を直接の関係者に限定し、「他の点が同じならば」というような想定で不幸を減らそうとすることは、仮に功利主義ではなくとも、十分に功利主義的である。

36、「お互いに断定しあうだけでは、それ以上話はすすまない。」(14 頁)

たしかに、断定しあうだけでそれ以上話が進まないならば、残念である。しかし、私の考えでは、意見と意見が衝突して初めて話が進む——批判したり反論したりすることが可能になり、真剣に考えることが始まる。

37、「こういう話をするなら、やはり種差別や限界事例をめぐる議論は第一章で導入しておくべきだったのではないか。」(14 頁)

なるほど、種差別や限界事例をめぐる議論を第一章で紹介しておいてもよかった。

38、「このエピソードの時期は 1974 年ということだが、現在の動物実験の話をしていたはずなのに、「このような科学者の暴走」(p. 68) と、まさに今そこで紹介された考え方に基づいて科学者たちが暴走しているかのように言うのは印象操作ではないのか。」(15 頁)

もつともである。いちおう 1975 年の前年ということは明記してあるが、今から見れば昔のことにも思える。しかしボルティモアは決して昔の人ではなくて、今でもカリフォルニア工科大学の教授である。動物の愛護及び管理に関する法律を改正する際に動物実験関係諸学協会が示す規制反対の姿勢は、科学者の本音を語っているように思われる。

39、「動物実験が犯罪となる際の構成要件としてどういうものを著者が想定しているか、審査の方法としてどういう手続きを想定しているのかはわからないが、容易いということとはまずないと思う。」(15 頁)

「動物実験が犯罪になるかどうかを判断するのは容易い」というのは、それ自体で容易いというのではなくて、刑事事件に比べたら容易いという意味である。第 1 に、刑事事件では事実に関して分からないことが多々ある。第 2 に、刑事被告人を有罪にするのは責任が非常に重い。それに比べたら、動物実験で何をしようとしているのかはだいたい分かる。また審査も、誰を有罪にするものでもない。(もちろん、審査を間違えば動物の命を奪うことになるという意味では、やはり責任は重いけれども。)

40、「これらの動物は野生で定着しているわけではないので外来種とは呼ばないと思う。」(15 頁)

「外来種」という言葉もいくつかの意味で使われることがある。狭い意味では、環境省が定めた特定外来生物を指す。より通常の意味では、生態系に有害か有益か有害でも有益でもないかということに関係なく、他の地域から持ち込まれた生物を指す。このとき、動物が飼育されているかどうかは関係がない。外来種が特定外来生物であっても、許可を得れば飼育することができる。外来種が特定外来生物に指定されていなければ、特定外来生物法の規制なしに飼育することができる。いずれの場合も、飼育されている外来種が外来種であることに変わりはない。ただし、「外来種」は生態系との関係で取り上げられるこ

とが多いので、飼育されていない野生の外来種だけを「外来種」と呼ぶ用法もある。私の用法は、ごく広く「在来種ではない」という意味で理解してもらえればよい。

41、「動物園で調査研究できることとして、野生でも飼育下でもあまり変わらない行動については飼育下の方が観察しやすいという利点があるだろうし、生理的な特徴や知能などについてはむしろ飼育環境下でなければ調査できないこともあるだろう。」(16 頁)

ここでは、典型例として象や虎やライオンやキリンについて述べている。たとえ飼育下でも調査研究できるとしても、それをどうして日本に連れてきて不自然な環境下で行う必要があるのか、という趣旨である。伊勢田の言葉は、例えばニホンザルについては当てはまるかもしれない。

42、「実際、退屈な飼育環境下では、ショーに参加することが福祉の向上につながることはなくはないだろう（そもそも退屈な環境そのものに問題があるというのも確かだが）。」(16 頁)

もつともである。たしかに、ショーに参加することが福祉の向上につながることは理論的にはありそうである。しかし、たとえ福祉の向上につながるとしても、それをイルカが自発的にではなく強制的にやらされるということは問題だと思われる。

43、「鞭で打たれて全力疾走することをもって過酷だと判断しているようだが、それが馬にとってどれだけの苦痛やストレスなのかということを調べずに、「過酷」かどうかは判断できないのではないか。」(16 頁)

これも、もつともである。過酷であるという判断の客観的根拠としては、事故や怪我の多さが上げられる。少し統計が古い（2002 年～2006 年）けれども、中央競馬で骨折などの運動器系疾患の件数が年平均 1331 件である⁹。当時の中央競馬登録馬数は約 7800 頭である。

⁹ 吉原豊彦、「わが国の馬飼養頭数と中央競馬の診療概況」。http://www.b-t-c.or.jp/btc_p300/btcn/btcn70/btcn070-07.pdf

44、「伴侶動物についてこの理屈を認めるのなら、動物園についても、遠い異国の動物に共感するためにはその動物種との「付き合い」が必要だ、という理屈を動物園を支持する側の論拠の一つとして認めてもよかったのではなにか。」(16 頁)

伴侶動物とは生活を共にするから、その動物のことがよく分かる。しかし動物園で、客が動物とそのような付き合いをしているとは思われない。

45、「「しゅしゅ」か「喜んで」かは動物の心理状態なので、動物の心的状態を直接調べるべきではないのか。」(17 頁)

まったく、その通りである。動物の心的状態を直接調べることができれば更によい。人間が勝手に行う損得計算は、その代用にすぎない。

46、「著者は動物の自由権の観点から放し飼いが望ましいと考えているようだが、それは動物をさまざまな危険にさらすことでもあり、一般にはむしろ無責任な飼い主として批判される買い方である。」(17 頁)

これは「さまざまな危険」に依りそうである。危険がゼロではないだろうけれども、過度の危険がなければ、犬も奈良公園の鹿のように自由に歩き回れたほうがよいのではないか。ただし、犬が危険だというのは、放し飼いを禁止する理由になる。

47、「ここで例として使っている百万円の浮き輪の例は、伴侶動物の例とうまくアナロジーになっておらず、「搾取」という言葉を使った印象操作にもなりかねないので注意が必要ではないか。」(17 頁)

どのように「うまくアナロジーになって」いないのだろうか。野生では生存率が低い——それに比べれば、伴侶動物であるほうがまし。浮き輪がなければ溺れ死ぬ——それに比べれば、百万円で浮き輪を買ったほうがまし。

48、「競馬について本文でどのくらいの苦痛やストレスが競走馬に与えられるか検討されていなかったのにここで「虐待」と断定するのは飛躍であるし、盲導犬についても本文で

は「搾取」だとは論じていたがそれが「虐待」だと言うのは飛躍ではないか。」(17 頁)

競馬については、上の 43 で答えた。盲導犬について、たしかに「搾取」と「虐待」が概念的に違うと言われれば、そうかもしれない。特に「虐待」と言えば、暴力的な印象があるので。しかし少し意味を広くとれば、「虐待」とは、酷い扱いのことである。盲導犬について「搾取」だというのは、人間が犬の欲求までも人間の都合のよいように誘導し形成しているということであった(拙著、105 頁)。これは十分に酷い扱いだといえないだろうか。

49、「少し前(p. 90)では「子供を生み育てるというよろこび」が動物の利害の一つとして挙げられていたが、それは尊重しなくてよいことになったのか。」(17 頁)

これも、非常にもっともな指摘である。できれば、「子供を生み育てるという喜び」も尊重すべきである。そして生まれてきた子供の野生復帰訓練が成功すればよい。しかしそれが、品種改良の結果、成功しそうにない場合、人間の都合で動物の「子供を生み育てるという喜び」を奪わせてもらうのもやむを得ないのではないか。

50、「p. 126 でも野生動物について「そのためには、不妊化という方法が考えられます」と言っているが鹿や猪の「子供を生み育てるという喜び」を尊重しなくていいのか。」(17 頁)

これも同じことで、できれば鹿や猪の「子供を生み育てるという喜び」を尊重するほうがよい。しかし、鹿や猪の大繁殖が生態系を破壊し、結局より多くの鹿や猪の死につながることを考えれば、そのような事態を避けるために鹿や猪の不妊化も次善の策として許されるのではないか。

51、「もし著者が主張するように野生動物に「行動の自由の権利」を認めるのであれば、ここでいうような「開発区域」を設定すること自体動物の権利の侵害となるのでは。」(18 頁)

これも、もっともである。私は、ロック流の私有財産論によって土地の私有が正当化されると考える。このとき、「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」とい

うロック的但し書きが野生動物のために十分に尊重されるならば、土地の私有化が許されるだろう。したがって、人間が開発区域を拡大し続けて、自然保護地区を圧迫するべきではない。これまで日本で多くの野生動物を絶滅させてきたのは、開発しすぎたということではないだろうか。その意味で、開発区域の設定自体は動物の権利の侵害にならないけれども、過度の開発は動物の権利を侵害する。

52、「実際にはただ防護柵を作ったからといって獣害がなくなるわけではなく、苦勞されている地域が多いと思う。」(18 頁)

基本的に防護柵によって作物を守ることができる。もちろん、防護柵に穴があってはダメだけれども。

53、「作物を転換しろというのも当事者からみれば部外者の無責任な発言と聞こえるだろう。」(18 頁)

一概にはどうとも言えない。個々の状況に応じてさまざまな選択肢がありうるだろう。作物の転換も、そうした選択肢の 1 つである。

54、「しかし「日本には行くまい」とも思っていなかっただろう。」(18 頁)

積極的な拒否感覚がなくても、予期していなかった（ということは、元いた土地にいるつもりだった）というだけで私の論点にとって十分だと思う。

55、「人間中心的だけれども動物や環境にも一定の配慮はする、というような解釈もありうるだろうし、」(18 頁)

他の動物は人間のために存在するというような見方は「人間中心的」と言ってよい。キリスト教の伝統における支配的な解釈では、動物や環境に一定の配慮をするといっても、それは動物や環境をそれ自体で配慮するのではなくて、究極的には人間のための間接的配慮である。

56、「著者の「基本的動物権」の考え方によれば行動の自由もあったはずなので、同じ理

屈で犯罪者を拘束すること自体も道徳的に間違っていることになりはしないか。」(18～19 頁)

なるほど、もっともである。人間には行動の自由権がある。ではどうして人を禁固刑や懲役刑に処することができるのか。おそらく 3 つの基本的動物権の中では、行動の自由権が一番弱い権利なので、犯罪者の行動の自由を奪うことは、それを上回る便益によって正当化されるのではないだろうか。

57、「ここで著者は着床前診断が「優生思想」を背景にしているからという理由で着床前診断に反対する運動に理解を示すのだが、本当に着床前診断はここで説明されている意味での優生思想を背景にしているだろうか。」(18 頁)

動物権利論は優生思想に反対する。障害者団体も優生思想に反対する。では、着床前診断と優生思想の結びつきは、どうか。障害者団体は、着床前診断が優生思想から来ていると理解する。私は、そこは少し微妙だと思う。とはいえ、障害者団体の理解も十分に説得的だと感じる。

58、「特に、着床前診断に賛成する人は、すでに生まれてきた障害のある人を殺すという判断に本当に賛成するだろうか。」(19 頁)

着床前診断に賛成し、かつすでに生まれてきた障害のある人を殺すことに反対するという選択肢は、十分にありうる。それでも、すでに生まれてきた障害のある人を、もし着床前診断をしていれば生まれてこなかった人とするのは、問題でないだろうか。

第 2 節、伊勢評への応答

1、「私が同意できない点の第 1 は、本書の論理展開のしかたそのものにある。」(21 頁)

拙著でも述べたように、動物権利論は万能ではない。倫理のすべてではない。人権思想と同様に、動物権利論は、最小限の倫理である。他にも倫理的に考慮すべきことは多々ある。その意味で、拙論は、徳倫理などを排除するものではない。特に、徳倫理によって補われるべきものと私は考えている。

2、「人間の人間以外の動物に対する不正をイメージする構図として、何が適切であるかについて考えたい。」(22 頁)

伊勢は、「不法な戦争の帰結として、現在の不正がある」、不法な「戦争の根源は、人間による動物の生息地の強奪にある」と述べる(22 頁)。これを私は興味深い見方だと思う。

3、「しかし、獣や鳥もまた、どんぐりやリンゴで生命を養うが、これらの生き物が、まず、それらのどんぐりやリンゴを所有しなければならないというのはいささかばかげた主張であろう。」(24 頁)

必ずしもそうではない。人間以外の動物にも所有権があるのではないか、というのは真剣に考えるに値する問題だと思う。少なくとも私が考える3つの基本権は自己所有権に相当するので、自己所有権を出発点として人間が物を所有できるのであれば、同じ論理で他の動物も物を所有できそうである。

4、「かくして、新大陸の土地は、先住民が共有するままで狩猟採集に利用させておくより、入植者が開墾してより有効に利用するほうがよいことになる。」(24～25 頁)

伊勢のロック読解は、ロックに優しくない。伊勢は、「少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には」(27)というロック的但し書きを真剣に受け止めていない。私は、ロック的所有論によって、人間が土地を少しは私有化することが道徳的に正当化されると考える。しかしそれは、ロック的但し書きのゆえに、他の人間や他の動物に十分な土地が残されている限りの話である。それ以上の土地の私有化は、ロック的所有論によっては、道徳的に正当化されない。

5、「ロックは、人間が、土地を所有することなしに大地とそれが生み出すものを享受することによって得られる豊かさや価値を否定し、「労働する人間」による土地の取得＝強奪を正当化するのである。」(25 頁)

これもロック読解としては、いささかロックに対して不親切である。また、開墾・耕作だけが労働ではなく、採集も労働であった。したがって、採集という労働の成果である豊

かさや価値をロックが「否定し」とまでは言えない。

6、「ロックの所有論は、動物と先住民からの土地強奪を正当化する論理にほかならない。」
(25 頁)

ロックの所有論が歴史上そのような論理として利用されたということは十分にありえる。

7、「浅野は、……動物に対する人間の管理について、ヌスバウムほど積極的でないのが見て取れる。」(26 頁)

その通りである。野生動物に関して、原則は非介入であり、理想は非介入である。

8、「しかし、ここで問いたいのは、野生動物はそのような人間による管理にやすやすと屈するのかということである。」(26 頁)

おそらく伊勢と同様に、私も、野生動物はそのような管理にやすやすと屈しないだろうと思う。

9、「人間が動物に加えている危害は、人間の動物に対する支配というより、人間の動物に対する戦争から生じている。」(26 頁)

「戦争」という比喩は2つの点で適切でない。第1に、不妊処置は動物を殺すわけではない。第2に、この「戦争」は双方向的ではなく一方向的である。したがって、「戦争」というよりも「攻撃」のほうが適切ではないか。

ひょっとしたら伊勢は鳥獣害の問題を、土地の所有権をめぐる人間と野生動物の戦争だと捉えているのかもしれない。もしそうだとすれば、伊勢はこの戦争を人間が仕掛けた不当な戦争と捉えているので、人間が土地を野生動物に返すべきだと言いたいのだろうか。

10、「将来的には不妊化によってニホンジカ・イノシシを殺さずにすむ頭数管理の方法を求めていくべきであるとしても、その実現には、抜本的な政策変更および多大な時間と費

用とを要するであろう。」(27 頁)

同感である。そもそも不妊化は、非理想状態での理論である。問題の根本には少なくとも 3 つの要因がある。第 1 に、狼が絶滅した。第 2 に、ニホンジカやイノシシは繁殖力が旺盛である。第 3 に、人間が野生動物から土地を強奪した。たしかに、農業被害は防護柵などによって減らすことができる。それでも残る問題は、生態系の破壊である。それに対して非介入の方針を貫くこともできるかもしれない。しかし生態系への懸念から非介入を貫くことができないならば、人間が介入せざるを得ない。その中では、捕殺よりも不妊化のほうが介入の程度が低く、権利侵害の程度も小さい。たしかに費用はかかるけれども、それは権利尊重のための費用である。時間もかかる。けれども私は、今日明日のことというよりも、5 年後、10 年後、20 年後のあるべき姿を考えている。

11、「農業という生業と動物の殺害はそもそも切り離せないのではないかという指摘もある。」(28 頁)

動物の殺害をゼロにできないとしても、動物を殺してよいということにはならない。できるだけ殺さないようにすべきである。

12、「しかるに、本書の主張によれば、この地域の共同体を再建する上では、できれば漁業を再開するのではなく、別の種類の産業を起こし、住民が生計を建てる手段を供給するのがベターだということになりそうである。」(29 頁)

その通りである。

13、「しかし、地域全体として漁業とは別の産業によって共同体を支えていくことができるのだろうか。」(29 頁)

それが困難なことは、私も分かる。しかしここでも私が考えているのは、今年来年のことというよりも、20 年後、30 年後のことである。30 年をかければ、かなりの変容が可能だと思う。

14、「脱漁業と地域の復興が両立可能であることを示してもらいたい。」(29 頁)

脱漁業と地域の復興とは別のことがらなので、両立可能とも両立不可能とも決まっているわけではない。脱漁業について言えば、漁業就業者数は1961年以来一貫して減り続けていて、2020年では約13万6千人である。それが2048年には約7万3千人になると予測されている。もちろん2048年に実際にどうなるかは、今後の政策によって変わってくる。こういうことは可変的なので、あまり固定的に考えないほうがよいのではないか。

15、「しかし、長年にわたって家族で漁業に従事してきている家庭の出身者にとって、漁業と他の生業は、どれも同じように、選ぶことも避けることも可能な選択肢として並んでいるわけではないであろう。そのようなバックグラウンドを持つ人にとっては、漁業に従事することは、家族と地域の共同体への所属という、個人のアイデンティティ保持のための重要な条件であり、やめられるならやめてもいいようなこととは言えないのではないか。」(30頁)

私はそうは考えない。親の職業が子供の職業選択を制約すべきではない。

16、「常磐炭鉱の場合、石炭産業が構造的不況となった1960年代以来、炭鉱会社自身によって温泉を利用した観光開発が行われ、炭鉱従業員と地域住民の雇用確保が図られたのは、それだけ、炭鉱と地域社会の関わりが深く、炭鉱が経済的に引き合わなくなったからといって、単純に撤退することができなかったからであろう。」(30頁)

この事例は、炭鉱産業への従事が個人のアイデンティティにとって大したことではないという事例になるのではないか。

17、「逆に言えば、人としての生業の正しいあり方の基準は、人がそれをアイデンティティの一部とし、リスペクトを要求し、それにプライドを持ちうることにある。」(31頁)

そうであるから、いくつかの職業は、正しい生業とはあまり思われていない。例えば、スリ、万引き、売春、ヤクザなどである。

18、「しかるに、動物を殺害する活動を含む生業に対する本書の立場から、その生業に対

するしかるべきリスペクトと両立するであろうか。」(31 頁)

漁師よりも難しいのは屠殺人である。屠殺は、人々にリスペクトを要求できるか。あるいは、闘犬業者はどうだろうか。犬猫を殺処分する保健所の所員はどうだろうか。さらに言うと、軍人はどうだろうか。少し具体的に、「自分はイラクで 150 人を殺した英雄だ」と言うアメリカ人に会ったとしたら、私たちはどう思うだろうか。「それは残念なことだ」というのが、本書の立場である。

19、「私は、現実の生を肯定し、現実の生の中に喜びを見出していくことこそ、人として正しいあり方であると考え。」(31 頁)

しかし、だからといって、例えば奴隷商人が、自分の現実の生を肯定し、自分の現実の生の中に喜びを見出していさえすれば、正しい人として生きていけるだろうか。ひょっとしたら、「現実の生を肯定し、現実の生の中に喜びを見出」すことは、正しい生き方の必要条件であるかもしれない。けれども十分条件ではない。

第3節、本庄評への応答

1、「本書で鍵となっている基本的動物権というものは、道徳的権利か法的権利か、不明瞭さが残る箇所があったように思われる。」(33 頁)

憲法以前の話をしているので、道徳的権利である。ただし、たんなる道徳的なだけの権利ではなくして、法的権利として尊重されることを要求する道徳的権利である。したがって、「法改正を含めた社会的変革を求める」(33 頁) 性質のものである。

2、「法的権利というと、手続き的な保障が必要になってくる。」(33 頁)

その通りである。

3、「そうした権利について語るときに、すでにある法律から解釈するのか、もしくはまだない法律を作るべきという立法の話なのか、厳密に分けて話さなければ聞き手に混乱を与えることとなる。」(34 頁)

聞き手を混乱させるのはよくない。そのために、それぞれの場面で解釈論なのか立法論なのかは、明示的に区別したほうがよかったかもしれない。とはいえ、動物権利論は、基

本的には立法論である——法的に実現していないものを実現させようとするのだから。それでも、解釈論で動物の権利のために少しでもできることがないわけではない。その意味で解釈論にも活躍の場がある。

4、「この点に関しては、スー・ドナルドソンとウィル・キムリッカが『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』において、動物が市民権を与えられ、政治的な共同体の一員として、立法過程や地方自治体の土地利用計画の決定などに媒介者を通して参加することが今後模索されるべきと主張しているが、これについて著者はどのように考えるのだろうか。」(34 頁)

人間以外の動物は、民主主義社会の一員ではない。私見によれば、人間以外の動物は基本的動物権を尊重されるだけであって、私は、そうした動物が民主主義的な権利をもつとは考えなかった。たしかに、ドナルドソンとキムリッカが家畜動物にも市民権を与えようとするのは、興味深い。私は、動物権利論から動物解放論へと進んだので、理想世界には、基本的に家畜動物は存在しない。ただ、非理想世界に存在する家畜動物の基本的動物権をいかにして少しでも尊重するかを考えたのみである。それに対して、家畜動物の基本的動物権を保障するためにも家畜動物の利益を代弁する政治的制度が必要だというのは、鋭い指摘である。私は、動物の基本的動物権を代弁する政治的制度が必要だということには賛同する。しかし、それ以上に家畜動物の希望や利益を政治的に代弁させようとするドナルドソンとキムリッカの考えは非常に野心的であって、私にとって興味深い可能性というに留まる。

5、「権利が与えられる範囲についても不明確さが目立つ。……法律が曖昧であれば、国家権力を行使する機関の裁量が大きくなり、人権侵害の危険性が高まることになるため、法律の範囲を明確にする必要がある。」(34～35 頁)

完全にその通りである。法律の適用範囲を明確にする必要がある。動物権利論としては、「動物の権利が与えられる動物の境界線は脊椎動物になるのか、無脊椎動物である昆虫などがそこに入ってくるのか等」(34 頁)に曖昧さがあることを認める。人々の合意を調達するという点では、脊椎動物というのが1つの妥当な線ではないだろうか。快苦や情

を感じるのか、どのように感じるのかよく分からない、疑念の残る無脊椎動物については、権利の実定法化は難しく、道徳的権利に留まるのではないかとと思われる。

6、動物権利論と動物所有権制度の関係について、「両者は常に単純な二項対立として語れるものなのか、疑問に思う。」(35 頁)

基本的に、動物権利論と動物所有権制度は対立する。したがって、まずは動物権利論と動物所有権制度を「単純な二項対立として語」るのが、分かりやすい。それが考察の出発点である。そこから始めて、より微妙な複雑な関係を考えることができる。

7、「具体的な法制度の中には、動物福祉から動物の権利に移行させる、もしくは移行させる可能性がある法制度が散見される。」(35 頁)

私も、現状はそのような過渡期にあると見ている。

8、「動物福祉論は、動物所有権制度の枠内で動物に配慮した結果、発展してきた妥協的産物であるともいえる。こうした動物福祉論と動物権利論は連続的なものであり、両者を重なるものと捉えるのであれば、動物権利論と動物所有権制度の関係についても、必ずしも対立構造にあると捉える必要はないのではなかろうか。」(35～36 頁)

私も、動物福祉論と動物権利論は連続的と捉えている。ただし、本庄が動物福祉論を「妥協的産物」と言えるのは、動物権利論と動物所有権制度の対立を前提している。

9、「著者は、野生動物問題と実験動物の文脈で、人為的な動物の死を想定していると考えられるが、そのような場面における殺処分方法について著者がどのように考えるのか、示されていない。……著者はここで殺処分方法についての議論は展開していないが、動物への配慮という観点からは、安楽殺に関する動物福祉の実践が著者の考える野生動物との関係を補うことは可能かつ必要であるように思われる。」(36～37 頁)

同感である。動物権利論からしてみれば、3R 原則や5つの自由は、基本的動物権を前提として、基本的動物権が侵害される場合の権利侵害の最小化を要求するものである。したがって、安楽殺の場合、動物権利論は、苦痛の軽減を要求する。

10、「動物実験について評価を行う際、著者は4種類の目的（医学的知識技術の進歩、生物の普遍的な知識の追求、製品の安全性を評価する毒性試験、教育）の違いに応じてそれぞれに異なる評価を下している（60～64 頁）。動物実験一般についての議論は、賛成か反対か、水掛け論に陥りがちである。そのため、目的の違いによる評価には、一定の効果があると評者も考える。他方で、これには限界もある。というのも、動物を科学的な実験に用いる場合、実験結果は目的横断的に利用されることが一般的になされているからである。たとえば EU において化粧品のための動物実験を禁止する規定が施行されたが、化粧品に使われる原料の多くは医薬品や洗剤などの他の商品にも使われている。」（37 頁）

これも同感である。目的の違いに応じて動物実験を評価することには、本庄が指摘するような限界もある。

11、「動物実験の可否の判断は、倫理的な評価とともに、非常に専門性の高い技術的な評価を伴う。たとえばアメリカの動物実験委員会では、確かに牧師など科学者でない者も委員となっているが、それらはあくまでも少数者であり、委員の大半は専門知識を有する関係者である。著者は、委員の過半数を一般市民で構成することを提案したうえで、動物実験に関する専門家の必要性については論じていない。しかし、裁判員制度における裁判官のような存在、すなわち専門的な用語や技術について説明できる人は必要なのではないだろうか。」（38 頁）

専門家は、審査員としてではなくて、専門的助言者ないし情報提供者という資格で審査員による審査を支援する必要がある。

12、「農務省の動植物衛生検査局は、指針において、代替法の検討要請を遵守していることを示す方法として、データベースサーチを紹介する。加えて、高度に特殊な研究分野などにおいては、協議会、学会、分野に特化したコンサルタントなどへの照会を通して代替法に関する最新情報にアクセスすることを推奨している。高度な専門性を有し、日々更新される科学技術に関する情報は、一般市民にとって容易く扱えるものではないだろう。」（38 頁）

こうした作業を一般市民の審査員が行う必要はない。こうした作業は、専門家に委託することができる。

13、「裁判員制度で扱われる刑事裁判の件数よりも、動物実験の件数の方が圧倒的に多いので、審査件数の多さから莫大な費用が生まれることが予想される。その費用をどこから賄うのかという問題は、容易に解決できないのではないか。」(38 頁)

たしかに、正確なことは分からないけれども、動物実験の審査件数のほうが、裁判員制度で扱われる刑事裁判の件数よりも多い。しかし、だからといって莫大な費用が生まれるかどうかは分からない。なぜならば、動物実験はすでに審査されているからである。したがって、すでに費用がかかっている。現在、動物実験を審査している動物実験委員会の委員は、ほとんどが大学等研究機関の教授や准教授などである。研究機関の動物実験委員会を独立の動物実験審査会に変更して、その審査員を一般市民で構成したら、人件費は上がるだろうか。「その費用をどこから賄うのか」と言えば、動物実験の審査を動物実験審査会に依頼する大学等研究機関が、費用を負担するべきである。

14、「また、この制度を作るためには、現在の動物実験制度に対して国民的な改革の意識が高まる必要がある」(38～39 頁)

その通りである。

15、「裁判員制度は、司法制度の信頼を高めるために導入された制度のひとつである。それと同列ないしそれ以上の費用をかけるほど、動物実験が重要なテーマだと国民的に認識されうるだろうか。」(39 頁)

すぐ上の 13 で述べたように、費用はできるだけ、動物実験許可申請者（機関）に負担してもらい、税金（国民の負担）を投入しないほうがよい。

16、「基本的に動物実験に対して無関心な一部の一般市民より、はるかに実験動物のことを思いやり、配慮している関係者がいることも事実である。関係者といった時に、それは一枚岩ではないことも十分意識するべきであろう。」(39 頁)

たしかに、その通りである。しかし、動物の愛護及び管理に関する法律の 2020 年改正に際して 2019 年 3 月に日本実験動物学会等の学協会が連名で出した要望書を見ると、「動物の愛護及び管理に関する法律の第 41 条は改正せず、現行の各種規制の下で」やっていきたいという内容で、業界団体の消極的な姿勢が窺われる¹⁰。

¹⁰ 「動物の愛護及び管理に関する法律の改正について」 http://www.chnmsj.jp/youbousyo_doubutuaigohoukaisei_H31.pdf